

組合員・准組合員 各位

大阪府医師国民健康保険組合

## 産前産後期間相当分の保険料軽減措置の届出についてのお願い

平素は当組合の事業運営にご協力を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、産前産後期間相当分の保険料軽減措置の届出に基づく保険料還付は出産月の約4か月後を基本に保険料を還付する事になります。

当組合への「産前産後期間に係る保険料軽減措置届出書」のお届けについては、**出産した日以降**にお届け頂きますようお願い申し上げます。